

特別支援教育就学奨励費について

1 制度概要

就学奨励費とは、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、神奈川県内に設置されている特別支援学校に就学する幼児、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて、就学のために必要な経費を交付することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とした制度です。

2 対象者

県立又は市私立特別支援学校に就学する、幼児、児童、生徒の保護者等

3 支弁区分

就学奨励費においては、保護者等の負担能力の程度に基づき、各経費の支給率を定める基準「支弁区分」が設定されています。この「支弁区分」は、負担能力に応じて「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」「区分Ⅲ」の三段階に分類されます。

4 支給対象経費について

保護者等の世帯の収入状況等を基に決定した支弁区分に応じて、児童生徒等の就学に際し、保護者等が負担した次の各経費について、原則として実費分（経費により支給上限額の設定あり）を支弁区分に応じて算定し支給しています。

- (1) 教科用図書購入費
- (2) 学校給食費
- (3) 通学に要する交通費
- (4) 帰省に要する交通費
- (5) 付添人の付添いに要する交通費
- (6) 職場実習に要する交通費
- (7) 交流及び共同学習に要する交通費
- (8) 寄宿舍居住に伴う経費
- (9) 修学旅行費（修学旅行費、校外活動参加費、職場実習費）
- (10) 学用品・通学用品購入費(ICT 機器購入費を含む)
- (11) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- (12) オンライン学習通信費

5 支給額

支給額は、学部や支弁区分により限度額や割合が異なるため、保護者等が負担した費用の全額が必ずしも支給されるとは限りません。

支給対象経費の一部支給額例（金額は令和5年度制度の上限額）

学部	支弁区分	通学費（本人）	学校給食費	学用品・通学用品購入費
幼稚部	I	実費	実費	8,680 円
	II	実費	実費の 1/2	4,340 円
	III	実費	—	—
小学部	I	実費	実費	11,640 円
	II	実費	実費の 1/2	5,820 円
	III	実費	—	—
中学部	I	実費	実費	22,740 円
	II	実費	実費の 1/2	11,370 円
	III	実費	—	—
高等部 （本科・ 別科）	I	実費	実費	32,270 円
	II	実費	実費の 1/2	16,135 円
	III	実費	—	—

6 事務の流れ

